

第 8 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 8 月 6 日 (月)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第30号から第32号)
日程第4 議事(議案第32号から第36号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	11 番	永森 薫
12 番	三島 博	13 番	大松 治雄
14 番	舟木 康眞	15 番	杉森 雅弘
16 番	山本 久雄	17 番	水元 睦雄
18 番	前田 進	19 番	向井 隆一
20 番	山谷 孝芳	21 番	田中 智浩
22 番	佐伯 洋作	23 番	橋爪 秀夫
24 番	永野 邦夫		

欠 席 委 員

10 番 山崎 秋夫

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第34号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第35号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について
議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主任 坂木 茂利

射水市農林水産課

主任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第8回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「10番山崎委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「18番 前田委員」「19番 向井委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日一日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第30号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第31号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第32号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第32号農地法第18条第6項の規定による通知等について
を議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。

以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第32号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書4ページをご覧ください。
今回は8件ございます。

【議案第32号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった8案件については、すべて規模拡大を目的とする
所有権移転です。

これらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可
要件を満たすものと考えます。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

そのほかに質問等はありませんか。

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当
と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。よって、議案第32号農地法第3条の規定による許可
申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたし
ました。

(議案第33号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書5ページの議案第33号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 3 3 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番と 2 番はいずれも農家分家住宅敷地とするための転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番については、杉森委員より説明をお願いします。

杉森委員

譲受人は現在、妻と子の 3 人で 市内のアパートに暮らしております。

これまでは子供も小さかったことから、不自由を感じなかった現在の住まいですが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、家族で話し合った結果、将来の両親の老後の面倒や農作業を手伝うのに便の良い、実家近くの祖父所有の農地を転用して分家住宅を建てることになりました。

申請に先立ち、公図をもとに建築業者と敷地内の現地確認をした際、通路として舗装されている部分が無断転用状態である事が判明しました。

これについては、当時、農地法に関する知識がなかったこととはいえ、本人も十分に反省をしており、今回「始末書」を添えて違法状態を解消しようとするものです。

今回の転用により、周辺の農地への影響もないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

ひきつづき 2 番の件について、山崎良吉委員より説明をお願いします。

永森委員

借受人は現在、父親が所有する家に祖母と父親、本人と妻、子供 3 人の合計 7 人で暮らしています。

これまでは、家族が増えるたびに増改築を行ってきましたが、子供たちの成長に伴い、現在の敷地内では増築をしようにも敷地が足りず、また、建築後 7 4 年を経た老朽化の著しい建屋では、改築すら困難な状況です。

このようなことから、家族で話し合った結果、農作業の手伝いや将来的に親の面倒を見る際にも便のいい、実家から約 2 0 m 離れた、祖母所有の農地を転用することで、そこに農家分家住宅を建てることで話がまとまりました。

今回の転用により隣接する農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合、土地改良区の同意も得られております。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、地域の委員の意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第33号の1番と2番の検討事項について説明をさせていただきます。

議案第33号の1番について

農地の区分は、第1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。申請地は集落内に位置していることから、接続要件も満たしており、転用の必要性、さらには面積についても、別段問題はないと考えます。

さらに、地元委員からの説明にもありましたとおり、申請地の一部が無断転用状態となっていることが今回の転用申請により判明したことから、併せてこれを是正しようとするものです。

よって、今回の転用はやむを得ないと思われれます。

つづいて、2番について説明します。

申請地の農地区分は3種農地であると判断します。

根拠としましては、申請地が上水道管と下水道管の埋設されている市道線の沿道に位置し、コミュニティセンターまで約310m、保育園まで約メートルと、500m以内に2つ以上の公共、公益施設があることから、農地区分の要件に定める公共施設整備済区域に該当するものと判断いたしました。

3種農地での転用は原則許可となります。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第33号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

議長（舟木会長）

次に、議案第34号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてを議題とします。

本議案に関する説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書6ページ 議案第34号をご覧ください。

今回の承認申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第34号を議案書をもとに朗読】

今回の申請は、北陸新幹線射水新開発高架橋工事に伴う、工所用道路、作業ヤード及び資材置場として、平成24年8月31日までの期間で現在、一時転用許可されている農地について、工事の遅れ等から当初の計画期間内での完了が困難となったため、一時転用期間を平成24年12月31日まで延長する目的で申請をされたものです。

当初の一時転用許可日が平成22年の3月30日で、申請のあった延長後の一時転用期間より3年以内であること。

さらに、目的が公共事業で、延長の理由もやむを得ないと判断されることから、やむを得ないものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

只今議題となっております、議案第34号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そうすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

異議なしと認めます。

よって、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第34号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について、これを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第34号については、これを許可相当と認め、県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第35号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第35号 農地等の公売に係る買受適格証明書の交付についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する説明を事務局から求めます。

事務局(安元)

議案書7ページの議案第35号をご覧ください。

今回の農地の公売に係る買受適格証明書の交付申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

【議案第35号を議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

今年の2月の総会で、今回と同じ願出人の方が、これらの物件について買受適格証明書の交付を申請され、審議したように記憶していますが、今になってなぜ同じ内容の証明書の申請をされるのですか。その時の競売には、参加されていないのですか。

事務局（安元）

今回の物件については、今年の3月上旬の競売の際に、適格証明の交付を申請され、適格証明書を交付しました。

ところが、その後、願出人の都合により、競売に参加をされなかったことから、結果、誰にも入札をされないまま取り下げられました。

そして今回、前回と同じ農地について、再度競売が行なわれることになったことから、再度、適格証明書の交付申請をされたものです。

永森委員

さんは、どうして前回の競売に参加されなかったの。

それと、前回証明書を出してあるのなら、競売農地の地番も同じだし、改めて出し直す必要はないと思うんだけど。

事務局（安元）

入札に参加をされなかった理由はわかりませんが、適格証明書はあくまでも競売に参加するための資格証明です。

適格証明書が出ているからといって、必ず競売に参加しなければならないものではありません。

また、既に交付済みの適格証明書の有効性について、競売を所管する裁判所に確認してみたところ、前回交付した買受適格証明は平成24年2月6日付けで交付されており、既に5ヵ月以上も経過していることから、今回の競売には使えないとのことでした。

永森委員

その時の適格証明が使えないってことはわかりました。

それなら、この適格証明書って、競売に参加しても、しなくても申請があれば何度でも交付しないとイケないものなの。

事務局(安元)

証明書は競売に参加する目的で申請されておりますので、願出があれば、今回のように買受適格者であるかを審議いただき、問題がなければ適格証明書を交付しなければならないことになっています。

永森委員

わかりました。

そのほかに、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

只今議題となっております、議案第35号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そうすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

異議なしと認めます。

よって、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第35号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付についてを原案どおり適格と認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第35号については、これを許可相当と認め、県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第36号説明・表決）

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案11件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。

佐伯委員

8ページの203から9ページ210までの さんの件なんですけど、さんが耕作しておられる農地って、どんな状態なのか教えてください。

それと、この方の耕作面積が「0」ってどうしてなの。

現に農業やっておいでるんでしょ。

事務局（安元）

さんは 地内にハウス栽培の苺を0.8アール栽培しておられ、JAの直売所をはじめ、主に県内に出荷をされています。

耕作面積が「0」となっていることについてですが、さんが現在苺を栽培しておられる農地は さんの父親が所有されているものであって、父親と同居はされているようですが、世帯を分離されている関係上、農家台帳上は「0」となります。

前田委員

301について教えてください。

これらの2筆は今年の春に所有権移転で今の所有者に渡ったものでございまして、実際の耕作は者は、前所有者の さんではなくて（農） だったそうです。

そして、今回また同じ（農） に預け直すそうなのですが、こんな場合って更新ではなく、新規扱いになるのですか。

事務局（安元）

この2筆は確かに（農） が耕作を請負っていたと聞いています。
ところが、正式な利用権設定もされておらず、「ヤミ」での耕作となっていたことから、新規扱いとなるものです。

会長

ところで、この（農） って最近、草管理等はきちんとされているようですか。

山本委員

地元でも結構請負っておられるのですが、防除はしてないようだし、草管理も疎かになっている。

害虫や草で周りの田んぼに迷惑がかからないよう、管理を徹底してほしい。

自分も さんに会うたびに注意はしているんだけど、どうも聞き入れてもらえない。

市や委員会からもその都度、指導してください。

事務局（安元）

わかりました。

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起る）

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第号36号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第36号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

以上をもって本日の第7回総会を閉会します。

（終了 午後3時23分）

議長（舟木会長）

そのほか事務局より報告事項があったらお願いします。

平成24年度 農業委員会視察研修会の精算について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 9月6日(木)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 前 田 進

署名委員 向 井 隆 一

第8回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十四年 八月 十三日
至 平成二十四年 八月 三十一日